

第40回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年11月29日(水曜日) 午前10時

開催場所 福岡市中央区天神三丁目13番20号
アークホテルロイヤル福岡天神 3階
孔雀の間

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

第40回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	8
連結計算書類	29
計算書類	32
監査報告	35

株主各位

証券コード 3440
2023年11月10日
(電子提供措置の開始日) 2023年11月2日
福岡市南区向野二丁目10番25号

日創プロニティ株式会社
代表取締役社長 石田 徹

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kakou-nisso.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日創プロニティ」又は「コード」に当社証券コード「3440」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年11月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区天神三丁目13番20号
アークホテルロイヤル福岡天神 3階 孔雀の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第40期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
3ページ及び4ページに記載の議決権行使についてのご案内をご参照ください。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年11月29日(水曜日) 午前10時

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2023年11月28日(火曜日) 午後6時到着分まで

インターネットにより議決権を行使される場合



次のページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年11月28日(火曜日) 午後6時まで

議決権行使のお取扱いについて

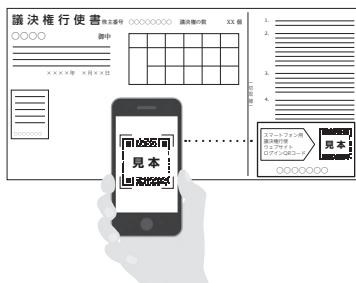
- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

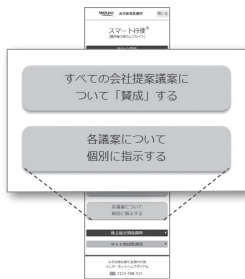
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

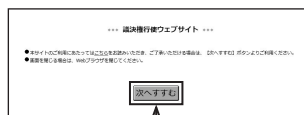
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

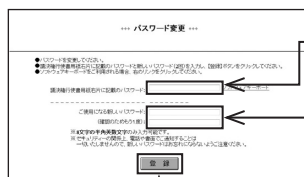
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識すると共に、持続的な成長と企業価値向上を図るための資金を成長投資に振り向けていくことに力点を置きながら、各事業年度の経営成績を勘案して配当を行うことを基本方針としております。

上記方針のもと、当社が2023年9月に設立40周年を迎えたことを記念し、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、普通配当20円に記念配当10円を加え、当期の期末配当金は1株につき30円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 30円 (普通配当20円、記念配当10円) 配当総額 196,219,500円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2023年11月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2023年10月2日に、ものづくりWEBサービスを展開するカナエテ株式会社を子会社として設立したことに伴い、同社の事業内容にあわせ、当社現行定款第2条（目的）を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～5. (条文省略) (新 設) (新 設) <u>6. ～9.</u> (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～5. (現行どおり) <u>6. ソーシャルコマース事業</u> <u>7. コンピューターシステム、ソフトウェアの企画、開発、販売、保守</u> <u>8. ～11.</u> (現行どおり)

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

2019年11月27日開催の第36回定時株主総会において補欠監査役に選任された新郷匡氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

しんごう
新郷

ただす
匡

再任

生年月日

1959年10月25日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1983年 4月	株式会社福岡相互銀行（現株式会社西日本シティ銀行）入行
2011年 10月	同行人事部付調査役株式会社夢創作出向、同社管理本部総務部長
2012年 8月	同行監査部検査役
2014年 6月	同行監査部検査役監査主任者
2018年 9月	同行人事部付調査役当社出向、当社内部監査人
2019年 11月	当社転籍、内部監査人
2022年 4月	当社内部監査室内部監査人（現任）

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

新郷匡氏は、財務、会計、法令等に係る専門的な知識と金融機関における内部監査経験、当社内部監査人としての内部監査経験を有する他、企業経営を監査する十分な見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新郷匡氏は、補欠の監査役候補者であります。
3. 新郷匡氏が監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は3百万円又は法令が定める額のいずれか高い額であります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策の各種政策変更に伴い、個人消費活動や訪日客増加によるインバウンド需要に加えて、企業の設備投資活動も回復傾向をたどりましたが、一方で円安や資源高によるコスト増加圧力を懸念した慎重な動きもみられました。

このような状況の中、当社グループは、新規取引先の開拓、既存取引先のリピートに積極的に取り組み、主として金属加工事業において金属サンドイッチパネルを中心にオーダー加工品の案件が増加したこと、建設事業における電気工事及び内装工事の伸長や、当連結会計年度においてM&Aにより子会社化した株式会社ワタナベテクノス、ニッタイ工業株式会社及び株式会社天神製作所の業績寄与等により、売上高は12,548百万円（前期比70.2%増）、営業利益は312百万円（同12.8%減）、経常利益は416百万円（同5.0%増）となりました。また、ニッタイ工業株式会社の子会社化に伴い特別利益（負ののれん発生益）を1,535百万円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は1,523百万円（同885.1%増）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。ニッタイ工業株式会社を子会社化したことに伴い、当連結会計年度より新たなセグメントとして「タイル事業」を追加しております。

（金属加工事業）

金属サンドイッチパネルを中心にオーダー加工品の案件が増加したこと、当連結会計年度においてM&Aにより子会社化した株式会社ワタナベテクノス及び株式会社天神製作所の業績寄与により、売上高は5,815百万円（前期比31.6%増）、セグメント利益は510百万円（同98.8%増）、当連結会計年度末における受注残高は3,052百万円（同148.5%増）となりました。

（ゴム加工事業）

既存取引先との関係強化に積極的に取り組み、一定の受注を確保しましたが、売上高は1,089百万円（前期比2.4%減）、製造経費及び一般管理費の増加によりセグメント利益は195百万円（同24.5%減）、当連結会計年度末における受注残高は84百万円（同29.5%減）となりました。

（建設事業）

電気工事や内装工事を中心に営業活動に取り組んだことや、前連結会計年度にM&Aにより子会社化した株式会社壹会の業績が通期にわたって寄与したことにより、売上高は3,520百万円（前期比91.4%増）、セグメント利益は210百万円（同39.9%増）、当連結会計年度末における受注残高は2,295百万円（同18.0%減）となりました。

(タイル事業)

新商品及び自社湿式製品のPR活動に取り組み、一定の受注を確保しましたが、一時的に発生した修繕費等の影響により売上高は2,122百万円、セグメント損失は150百万円、当連結会計年度末における受注残高は1,358百万円となりました。

(注) セグメント利益の合計額と営業利益との差異△453百万円は、主として、子会社株式の取得関連費用△145百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△330百万円であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は401百万円で、その内訳は次のとおりであります。

事業区分	設備投資金額 (百万円)	設備投資の主な内容・目的
金属加工事業	324	加工設備の取得
ゴム加工事業	44	
建設事業	5	
タイル事業	27	
合計	401	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として1,500百万円、長期借入金として1,800百万円の資金調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

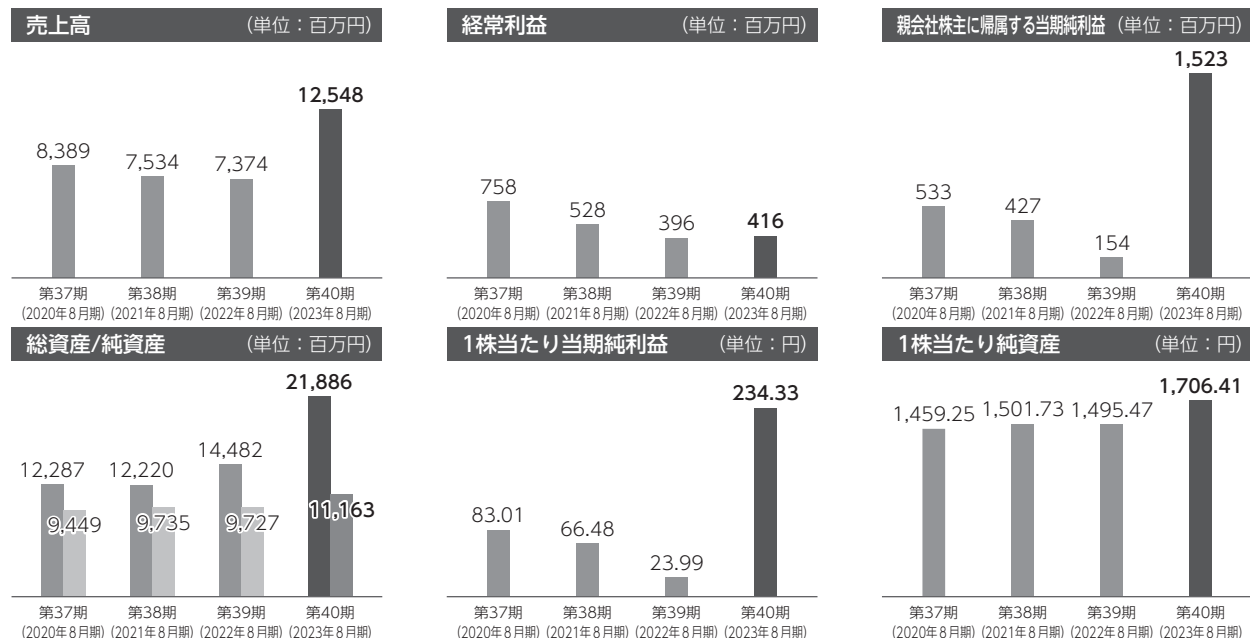
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ・ 2023年1月23日付で株式会社ワタナベテクノス及び株式会社エヌ・テクノスの全株式をそれぞれ取得し、両社を当社の子会社といたしましたが、2023年6月1日付で、株式会社ワタナベテクノスを存続会社、株式会社エヌ・テクノスを消滅会社とする吸収合併を行いました。
- ・ 2023年2月13日付けでニッタイ工業株式会社及びエヌ・トレーディング株式会社の株式をそれぞれ取得し、両社を当社の子会社といたしましたが、2023年6月1日付で、ニッタイ工業株式会社を存続会社、エヌ・トレーディング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。
- ・ 2023年3月13日付で株式会社天神製作所の全株式を取得し、子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

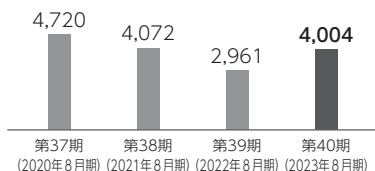


区分	第37期 (2020年8月期)	第38期 (2021年8月期)	第39期 (2022年8月期)	第40期 (当連結会計年度) (2023年8月期)
売上高 (百万円)	8,389	7,534	7,374	12,548
経常利益 (百万円)	758	528	396	416
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	533	427	154	1,523
総資産 (百万円)	12,287	12,220	14,482	21,886
純資産 (百万円)	9,449	9,735	9,727	11,163
1株当たり当期純利益 (円)	83.01	66.48	23.99	234.33
1株当たり純資産 (円)	1,459.25	1,501.73	1,495.47	1,706.41

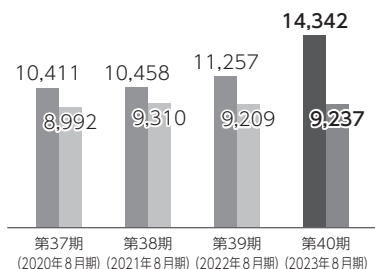
- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、期末の自己株式数を控除した期末の発行済株式数により算出しております。
 3. 第40期の状況につきましては、前記「(1) 当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。
 4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第39期の期首から適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

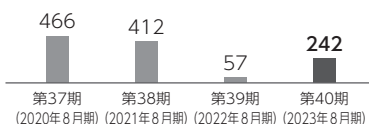
売上高 (単位：百万円)



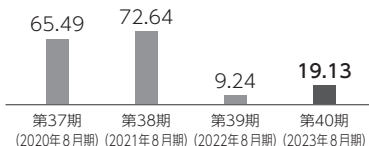
総資産/純資産 (単位：百万円)



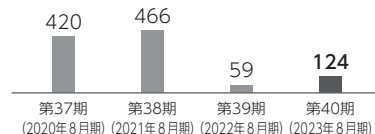
経常利益 (単位：百万円)



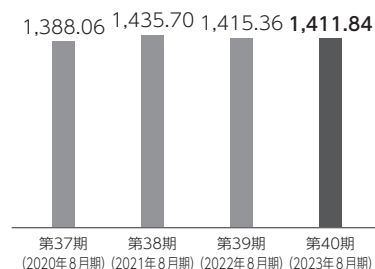
1株当たり当期純利益 (単位：円)



当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



区分		第37期 (2020年8月期)	第38期 (2021年8月期)	第39期 (2022年8月期)	第40期 (当事業年度) (2023年8月期)
売上高	(百万円)	4,720	4,072	2,961	4,004
経常利益	(百万円)	466	412	57	242
当期純利益	(百万円)	420	466	59	124
総資産	(百万円)	10,411	10,458	11,257	14,342
純資産	(百万円)	8,992	9,310	9,209	9,237
1株当たり当期純利益	(円)	65.49	72.64	9.24	19.13
1株当たり純資産	(円)	1,388.06	1,435.70	1,415.36	1,411.84

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、期末の自己株式数を控除した期末の発行済株式数により算出してあります。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第39期の期首から適用しております。

3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
吾孺ゴム工業株式会社	20	100.0	ゴム製品製造業
日創エンジニアリング株式会社	20	100.0	建設業
綾目精機株式会社	10	100.0	金属精密切削加工業
株式会社ダイリツ	50	100.0	空調関連機器製造業
株式会社壹会 (注)	40	100.0 (100.0)	建築物・金属製建具工事業
株式会社ワタナベテクノス	5	100	防音・消音機器製造業
ニッタイ工業株式会社	90	100	タイル製品製造業
株式会社天神製作所	10	100	畜産排泄物処理設備製造業

(注) 株式会社壹会は、日創エンジニアリング株式会社の子会社 (当社の孫会社) であります。なお、() 内の数値は、間接保有分も含めた議決権比率であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、「第3次中期経営計画“Challenge”」に基づき、優先的に対処すべき課題を次のとおり定めております。

① 更なる「加工力の強化」による企業価値向上

当社グループでは、「加工の総合企業」を目指し、M&Aを成長の重要なドライバーと位置づけておりますが、顧客基盤の共有・グループ内製化や新製品開発によるグループシナジーを更に獲得していくには、企業数や事業規模の拡大が不可欠であると考えております。そのためにM&Aを主軸に投資を行いながら、新規事業、人財、設備、情報システムへも並行して投資していくことで、加工力を強化し、グループとしての企業価値向上に取り組んでまいります。

② サステナビリティへの対応

サステナビリティの基本方針を「加工を通じてあらゆるニーズにお応えすることで、社会的価値と経済的価値を満たしていく」と定めており、以下に記載した課題に取り組むとともに、資金や人財を有効的に活用することによって、社会的価値と経済的価値を満たす企業グループの形成を目指してまいります。

- ・グループリスク管理の強化
- ・コーポレートガバナンスコードへの対応

- ・コンプライアンス経営の強化
- ・業務改善の推進
- ・製造原価削減の推進

(5) 主要な事業内容（2023年8月31日現在）

当社グループは、金属加工事業、ゴム加工事業、建設事業及びタイル事業を行っておりますが、各事業の主な内容は以下のとおりであります。

① 金属加工事業

建設、エネルギー、機械設備分野等における各種金属製品の企画、設計、加工、製造、販売

② ゴム加工事業

住宅、機械、公共インフラ分野等における各種ゴム製品の企画、設計、加工、製造、販売

③ 建設事業

上記事業に付随する建設事業

④ タイル事業

住宅・ビル外装タイル、内装タイル等の企画、設計、加工、製造、販売

(6) 主要な営業所及び工場（2023年8月31日現在）

① 当社

本 社	福岡県福岡市南区
営 業 所	東京営業所（東京都中央区）、福島営業所（福島県石川郡石川町）
工 場	山田工場（福岡県嘉麻市）、福島工場（福島県石川郡石川町）

(注) 東京営業所は、2023年5月22日をもって、東京都台東区から東京都中央区に移転いたしました。

② 子会社

吾孺ゴム工業株式会社	本社・工場（群馬県藤岡市）
日創エンジニアリング株式会社	本社（東京都中央区）
綾目精機株式会社	本社・工場（広島県府中市）
株式会社ダイリツ	本社（愛知県名古屋市長区）、 東京営業所（東京都墨田区）、静岡営業所（静岡県静岡市駿河区）、 名古屋工場（愛知県名古屋市長区）、関工場・関物流センター（岐阜県関市）
株式会社壹会	本社（東京都中央区）
株式会社ワタナベテクノス	本社・工場（福岡県飯塚市）
ニッタイ工業株式会社	本社・工場（愛知県知多郡武豊町） 東京営業所（東京都文京区）、大阪営業所（大阪府大阪市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市長区）、札幌営業所（北海道札幌市）、福岡営業所（福岡県春日市） 岐阜工場（岐阜県可児市）、梶間工場（愛知県常滑市）
株式会社天神製作所	本社・工場（宮崎県都城市） 北海道工場（北海道千歳市）

- (注) 1.日創エンジニアリング株式会社は、2023年5月22日をもって、本社を東京都台東区から東京都中央区に移転いたしました。
2.株式会社壹会は、日創エンジニアリング株式会社の子会社（当社の孫会社）であります。
3.株式会社壹会は、2023年5月22日をもって、本社を東京都千代田区から東京都中央区に移転いたしました。

(7) 使用人の状況（2023年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
金属加工事業	266（68）名	75名増（25名増）
ゴム加工事業	46（－）名	2名増（－）
建設事業	33（3）名	1名減（1名増）
タイル事業	149（29）名	149名増（29名増）
全社（共通）	13（－）名	－（－）
合計	507（100）名	225名増（55名増）

- (注) 1. 使用人数は就業員数（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 金属加工事業において、使用人数が前連結会計年度末と比べて75名増加したのは、2023年1月23日付で株式会社ワタナベテクノスを、また2023年3月13日付で株式会社天神製作所をそれぞれ子会社化したことによるものであります。
3. 2023年2月13日付でニッタイ工業株式会社を子会社化したことに伴い、新たに「タイル事業」を事業区分に追加しております。
4. 全社（共通）として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
117 (56) 名	2名増 (21名増)	42.0歳	8.6年

(注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社福岡銀行	2,837百万円
株式会社西日本シティ銀行	1,394百万円
株式会社三井住友銀行	655百万円
株式会社三菱UFJ銀行	625百万円
株式会社りそな銀行	475百万円
知多信用金庫	275百万円
株式会社名古屋銀行	200百万円
株式会社きらばし銀行	156百万円
株式会社東日本銀行	149百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項 (2023年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 19,200,000株

(2) 発行済株式の総数 7,360,000株

(3) 株主数 3,305名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
Nti company株式会社	1,191,400	18.21
石田 利 幸	863,400	13.20
石田 徹	513,600	7.85
井上 亜 希	372,000	5.68
山崎 勝 明	216,000	3.30
株式会社福岡銀行	192,000	2.93
株式会社商工組合中央金庫	128,000	1.95
大里 和 生	93,600	1.43
松尾 信 幸	51,600	0.78
山川 栄 一	49,900	0.76
計	3,671,500	56.13

(注) 1. 当社は、自己株式819,350株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		日創プロニティ株式会社2018年新株予約権	
発行決議日		2018年11月28日	
新株予約権の数		1,200個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	120,000株
		(新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の発行価額(1株当たり)		725円	
行使価額(1株当たり)		1円	
権利行使期間		2020年12月18日から2024年12月17日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	40個
		目的となる株式数	4,000株
		保有者数	1名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社又は当社の関係会社(関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう)の取締役、監査役又は執行役員の中のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 田 徹	吾孺ゴム工業株式会社代表取締役社長 綾目精機株式会社代表取締役会長 株式会社ワタナベテクノス代表取締役 ニッタイ工業株式会社代表取締役 株式会社天神製作所代表取締役
専務取締役	大 里 和 生	営業部長 日創エンジニアリング株式会社代表取締役社長 株式会社壹会代表取締役会長
取締役	松 尾 信 幸	製造部長
取締役	猪ノ立山 住夫	管理部長 綾目精機株式会社取締役管理部長 株式会社ダイリツ取締役管理部長 株式会社ワタナベテクノス監査役
取締役	諸 岡 安 名	経営企画室長 吾孺ゴム工業株式会社取締役管理部長 綾目精機株式会社監査役 株式会社天神製作所監査役
取締役	高 山 大 地	明倫国際法律事務所代表パートナー弁護士
常勤監査役	有 吉 修	日創エンジニアリング株式会社監査役 株式会社ダイリツ監査役 株式会社壹会監査役
監査役	広 瀬 隆 明	広瀬公認会計士事務所所長 北九州ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長 株式会社フォーシーズHD社外監査役 株式会社ナフコ社外取締役 株式会社TRUCK-ONE社外取締役（監査等委員） 株式会社プラッツ社外取締役（監査等委員）
監査役	大 松 健	大松公認会計士事務所所長 日本公認会計士協会北部九州会相談役

- (注) 1. 取締役高山大地氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役有吉修氏、監査役広瀬隆明氏及び監査役大松健氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役有吉修氏、監査役広瀬隆明氏及び監査役大松健氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・常勤監査役有吉修氏は、他社において経理・総務担当取締役及び常勤監査役としての経験を有しております。
 - ・監査役広瀬隆明氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役大松健氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円又は法令が定める額のいずれか高い額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員及び管理職の全てであり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者の職務として行った行為に起因して、被保険者に対し損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補されることになります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法な報酬又は利益、故意の行為、過去又は係争中の損害賠償請求等に起因する損害については、填補の対象外となっております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日及び2021年8月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a.基本方針

取締役の報酬等は、基本報酬及び非金銭報酬で構成し、中長期的な企業価値向上を推進する動機付けや優秀な人材の確保に資する報酬体系及び水準とすることを基本方針とする。なお、社外取締役については、役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

b.基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、業績等を総合的に勘案して決定する。

c.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、株式報酬型ストックオプションとして支給する。その内容、数、支給時期及び条件等の内容については、代表取締役社長が役位、職責等を勘案して原案を作成し、取締役会の決議によって決定する。

d.報酬等の割合に関する方針

基本報酬及び非金銭報酬の割合については、役位、職責、業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会において決定する。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外役員会がその妥当性について事前に確認する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	114 (2)	114 (2)	－ (－)	－ (－)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14 (14)	14 (14)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	128 (16)	128 (16)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年11月27日開催の第30回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）です。また、2018年11月28日開催の第35回定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月17日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。また、2018年11月28日開催の第35回定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、監査役（非常勤の社外監査役を除く）のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役（非常勤の社外監査役を除く）の員数は1名です。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式報酬型ストックオプションであり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における保有状況は「③ 新株予約権等に関する事項」に記載しております。
4. 取締役会は、代表取締役社長石田徹に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると取締役会が判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・ 取締役の高山大地氏は、明倫国際法律事務所代表パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 常勤監査役の有吉修氏は、当社の子会社である日創エンジニアリング株式会社、株式会社ダイリツ及び株式会社社働の監査役であります。
- ・ 監査役の広瀬隆明氏は、広瀬公認会計士事務所所長及び北九州ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長であり、また株式会社フォーシーズHDの社外監査役、株式会社ナフコの社外取締役、株式会社TRUCK-ONE及び株式会社プラッツの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関

係はありません。

- ・ 監査役の大松健氏は、大松公認会計士事務所所長及び日本公認会計士協会北部九州会相談役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	高山大地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席いたしました。 ・ 主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、適宜意見を述べ助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤監査役	有吉修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 ・ 主に財務、会計、法令等に係る見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	広瀬隆明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 ・ 主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	大松健	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 ・ 主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称 如水監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、2016年7月14日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を一部改定し、下記のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの経営理念、行動規範及びコンプライアンス規程を定め、研修、会議、業務及び通達を通じて、取締役及び使用人に対しコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ② 社外取締役及び社外監査役は、会社から独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。
- ③ 内部監査人は、監査役及び会計監査人と連携し、監査計画に基づいて内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役へ報告するとともに、被監査部門へフィードバックを行う。
- ④ 社外取締役を内部通報窓口とした内部通報制度運用規程を周知徹底し、コンプライアンスに反する行為の発生防止と早期発見を図るとともに、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。なお、内部通報窓口は、通報を受けたときは、直ちに、監査役へ報告しなければならない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る議事録、決裁書類及びその他重要な情報は、文書管理規程等社内規程に基づいて適切に保管管理を行い、常時、取締役、監査役及び会計監査人等が閲覧又は謄写可能な状態に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内的要因及び外的要因にて起こりうるリスクをリストアップし、リスクマネジメントの状況を定期的に取り締役会へ報告する。
- ② 重大なリスクが発生した場合は、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止と再発防止に向けた体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 取締役の職務執行の効率向上に資するため、社外取締役は独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。
- ③ 経営の基本方針、基本戦略及び経営目標を明確にするため、取締役会において中期経営計画及び年度経営計画を決定し、目標達成に向けた進捗の管理を行う。
- ④ 取締役会規程、職務権限規程により取締役会に付議すべき事項、報告すべき事項及び各取締役で決裁が可能な事項を定め、意思決定プロセスの明確化と迅速化を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、親会社の立場で子会社の内部統制を統括し、グループ全体として業務の適正を確保するための体制を整備する。
- ② 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社へ派遣した役員又は関係会社統括担当役員を通じて、子会社の取締役の職務執行状況について報告を受ける。
- ③ 当社は、リスク管理規程に基づき、グループ全体としてのリスク管理を推進し、リスク又はリスクによりもたらされる損失の未然の回避・極小化に努める。
- ④ 子会社は、取締役会規程、関係会社管理規程、職務権限規程を制定し、子会社取締役会に付議すべき事項、報告すべき事項及び各取締役で決裁が可能な事項を定め、意思決定プロセスの明確化と迅速化を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役会が必要とした場合は監査役会の決議により監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒について事前に監査役会の同意を得る。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人は監査役の指揮命令に服する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び取締役又は使用人の職務執行の状況を把握するため、取締役会その他重要な意思決定会議に出席するとともに、決裁書類及び重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人にその説明を求める。
- ② 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事象が発生し又は発生するおそれがあるとき及びコンプライアンスに反する行為を発見したときは、直ちに、監査役に報告しなければならない。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じ必要な報告及び情報の提供を行う。

(10) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事象が発生し又は発生するおそれがあるとき及びコンプライアンスに反する行為を発見したときは、直ちに、子会社及び当社の監査役に報告しなければならない。

(11) 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社グループの取締役又は使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行ってはならず、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役は、監査役がより実効的かつ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。
- ② 監査役は、代表取締役、担当取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、適切な意思疎通と連携を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受けるほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
- ④ 監査役は、内部監査計画及びその実施結果について、計画立案及び内部監査実施の都度、内部監査人から報告を受ける。
- ⑤ 監査役会規程、監査役監査規程及び監査役監査基準の改廃は、監査役会が行う。

(14) 反社会的勢力の排除に関する体制

当社グループは、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を行動規範に定める。これらの勢力に対しては、警察当局、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士と密接な連携をとって、一切の関係を遮断する。

(15) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループは、財務報告の信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社代表取締役社長の指示の下、当社グループの財務報告に係る内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を実施する。
- ② 当社取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

【内部統制システム構築の基本方針に関する運用状況の概要】

以上の方針に基づき、当事業年度に実施した「内部統制システム構築の基本方針」に関する運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社グループは、企業集団における業務の適正を確保するため、必要な一連の規程を整備し、運用しております。この他、監査役及び内部監査人による定期的な業務監査及び内部監査を実施し、当社グループにおける内部統制システム全般の整備運用状況の監視、検証を行っております。当事業年度においては、当社グループ子会社数の増加を踏まえつつ、今後の更なる子会社数増加を見越し、内部監査人1名を増強し、内部監査室2名の体制といたしました。

(2) コンプライアンス体制

「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの役員及び従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施することにより、企業グループとしてのコンプライアンス体制の強化に努めております。また、内部通報制度を設け、内部通報者の保護を図るとともに、通報内容が直ちに当社監査役へ報告される体制を整え、運営を行っております。当事業年度においては、2022年10月施行の育児・介護休業法改正や2023年4月施行の労働基準法改正に伴い、改正法に準拠する内容へ社内規程の一部変更を行いました。

(3) リスクマネジメント体制

当社グループにおけるリスクを一元管理するため、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制の強化を図っております。当事業年度においても、当社取締役会においてリスクマネジメントの状況を定期的に報告いたしました。

(4) グループ管理体制

子会社における重要な意思決定事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の事前承認手続きを経て決定する体制とし、運用しております。また、経営計画、予実分析、役員人事、決算、内部監査等、子会社における重要な報告事項については、子会社へ派遣した役員又は関係会社統括担当役員を通じて、当社取締役会において定期的に報告を受けております。

(5) 取締役の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む6名で構成されており、当事業年度は16回開催されました。取締役会では、その都度、重要事項について審議を行い、社外取締役は適宜意見を述べ、経営の監視、監督及び助言に努めております。

(6) 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成されており、当事業年度は13回開催されました。監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席し、必要に応じて意見を述べ、また報告を受けることによって取締役の職務執行を監査し、内部統制の整備及びその運用状況を確認しております。また、代表取締役、担当取締役、会計監査人及び内部監査人と情報交換を行い、連携を図りながら、決裁書類等の閲覧を通じて監査の実効性を確保しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第40期 2023年8月31日現在
資産の部	
流動資産	14,158,217
現金及び預金	7,291,401
受取手形	301,371
売掛金	2,206,847
契約資産	598,740
電子記録債権	953,207
リース債権	6,476
商品及び製品	1,191,927
仕掛品	472,370
未成工事支出金	76,215
原材料及び貯蔵品	709,676
その他	353,268
貸倒引当金	△3,284
固定資産	7,728,226
有形固定資産	6,712,688
建物及び構築物	2,418,664
機械装置及び運搬具	1,347,520
土地	2,731,415
リース資産	44,611
建設仮勘定	99,773
その他	70,703
無形固定資産	550,346
のれん	447,331
その他	103,014
投資その他の資産	465,192
投資有価証券	99,367
リース債権	81,034
繰延税金資産	73,376
その他	211,413
資産合計	21,886,443

科目	第40期 2023年8月31日現在
負債の部	
流動負債	5,474,005
支払手形及び買掛金	773,603
工事未払金	142,341
契約負債	162,382
短期借入金	1,950,000
1年内返済予定の長期借入金	1,091,146
リース債務	14,144
未払法人税等	301,575
賞与引当金	130,419
工事損失引当金	14,825
その他	893,568
固定負債	5,248,508
長期借入金	3,981,526
リース債務	34,724
繰延税金負債	192,632
退職給付に係る負債	155,036
資産除去債務	232,890
その他	651,698
負債合計	10,722,514
純資産の部	
株主資本	11,153,239
資本金	1,176,968
資本剰余金	1,096,968
利益剰余金	9,533,978
自己株式	△654,674
その他の包括利益累計額	7,790
その他有価証券評価差額金	7,790
新株予約権	2,900
純資産合計	11,163,929
負債純資産合計	21,886,443

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第40期 2022年9月1日から 2023年8月31日まで	
売上高		12,548,788
売上原価		9,854,195
売上総利益		2,694,592
販売費及び一般管理費		2,382,011
営業利益		312,580
営業外収益		
受取利息	189	
受取配当金	2,915	
売電収入	17,724	
補助金収入	77,975	
その他	42,323	141,129
営業外費用		
支払利息	29,834	
その他	7,421	37,255
経常利益		416,454
特別利益		
固定資産売却益	429	
負ののれん発生益	1,535,686	
投資有価証券売却益	1,440	1,537,556
特別損失		
固定資産売却損	222	
固定資産除却損	3,620	
投資有価証券売却損	2,473	
減損損失	2,694	9,011
税金等調整前当期純利益		1,944,999
法人税、住民税及び事業税	266,539	
法人税等調整額	155,152	421,691
当期純利益		1,523,307
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,523,307

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第40期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,176,968	1,096,968	8,113,015	△713,003	9,673,948
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△97,014		△97,014
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,523,307		1,523,307
自己株式の処分		△5,330		58,328	52,998
利益剰余金から 資本剰余金への振替		5,330	△5,330		—
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	—	1,420,962	58,328	1,479,290
当連結会計年度末残高	1,176,968	1,096,968	9,533,978	△654,674	11,153,239

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産 合計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	△1,784	△1,784	55,825	9,727,988
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△97,014
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,523,307
自己株式の処分			△52,925	73
利益剰余金から 資本剰余金への振替				—
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	9,575	9,575		9,575
当連結会計年度変動額合計	9,575	9,575	△52,925	1,435,940
当連結会計年度末残高	7,790	7,790	2,900	11,163,929

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類 貸借対照表

(単位：千円)

科目	第40期 2023年8月31日現在
資産の部	
流動資産	5,748,974
現金及び預金	3,408,110
受取手形	73,581
売掛金	732,348
契約資産	218,246
電子記録債権	372,159
リース債権	6,476
商品及び製品	29,806
仕掛品	127,754
原材料及び貯蔵品	532,492
前渡金	186,821
前払費用	4,613
その他	59,604
貸倒引当金	△3,042
固定資産	8,593,582
有形固定資産	3,369,669
建物	1,553,201
構築物	68,935
機械及び装置	1,049,280
車両運搬具	4,452
工具、器具及び備品	44,361
土地	548,862
リース資産	12,255
建設仮勘定	88,320
無形固定資産	61,338
特許権	279
ソフトウェア	44,912
その他	16,146
投資その他の資産	5,162,574
投資有価証券	25,560
関係会社株式	5,022,939
出資金	30
関係会社出資金	11,000
長期前払費用	340
リース債権	81,034
その他	21,669
資産合計	14,342,556

科目	第40期 2023年8月31日現在
負債の部	
流動負債	2,252,173
買掛金	112,277
短期借入金	1,500,000
1年内返済予定の長期借入金	375,800
リース債務	4,655
未払金	5,645
未払費用	174,648
未払法人税等	17,956
契約負債	3,810
賞与引当金	25,566
預り金	6,393
その他	25,419
固定負債	2,853,138
長期借入金	2,663,480
リース債務	8,800
繰延税金負債	85,029
退職給付引当金	72,050
資産除去債務	4,017
その他	19,760
負債合計	5,105,311
純資産の部	
株主資本	9,234,345
資本金	1,176,968
資本剰余金	1,096,968
資本準備金	1,096,968
利益剰余金	7,615,084
利益準備金	4,937
その他利益剰余金	7,610,146
圧縮積立金	313,653
別途積立金	100,000
繰越利益剰余金	7,196,493
自己株式	△654,674
新株予約権	2,900
純資産合計	9,237,245
負債純資産合計	14,342,556

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(単位：千円)

科目	第40期 2022年9月1日から 2023年8月31日まで	
売上高		4,004,237
売上原価		3,232,572
売上総利益		771,665
販売費及び一般管理費		881,986
営業損失 (△)		△110,320
営業外収益		
受取利息	41	
受取配当金	271,530	
その他	99,991	371,563
営業外費用		
支払利息	18,039	
その他	993	19,033
経常利益		242,209
特別損失		
固定資産売却損	222	
固定資産除却損	1,196	1,418
税引前当期純利益		240,790
法人税、住民税及び事業税	6,972	
法人税等調整額	109,490	116,462
当期純利益		124,328

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第40期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金				利益剰余金					利益剰余金合計
		準備金	その 資本 剰余 金	他 資本 剰余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	1,176,968	1,096,968	-	1,096,968	4,937	320,463	100,000	7,167,699	7,593,101		
当期変動額											
剰余金の配当								△97,014	△97,014		
圧縮積立金の取崩						△6,810		6,810	-		
当期純利益								124,328	124,328		
自己株式の処分			△5,330	△5,330							
利益剰余金から 資本剰余金への振替			5,330	5,330				△5,330	△5,330		
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△6,810	-	28,793	21,983		
当期末残高	1,176,968	1,096,968	-	1,096,968	4,937	313,653	100,000	7,196,493	7,615,084		

	株主資本		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△ 713,003	9,154,033	55,825	9,209,858
当期変動額				
剰余金の配当		△ 97,014		△ 97,014
圧縮積立金の取崩		-		-
当期純利益		124,328		124,328
自己株式の処分	58,328	52,998	△ 52,925	73
利益剰余金から 資本剰余金への振替				-
当期変動額合計	58,328	80,311	△ 52,925	27,386
当期末残高	△ 654,674	9,234,345	2,900	9,237,245

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月26日

日創プロニティ株式会社
取締役会 御中

如水監査法人
福岡県福岡市
指 定 社 員 公認会計士 廣島 武文
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 内田 健二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日創プロニティ株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日創プロニティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月26日

日創プロニティ株式会社
取締役会 御中

如水監査法人
福岡県福岡市
指 定 社 員 公認会計士 廣島 武文
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 内田 健二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日創プロニティ株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月27日

日創プロニティ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 有吉 修 ㊟
監査役（社外監査役） 広瀬 隆明 ㊟
監査役（社外監査役） 大松 健 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

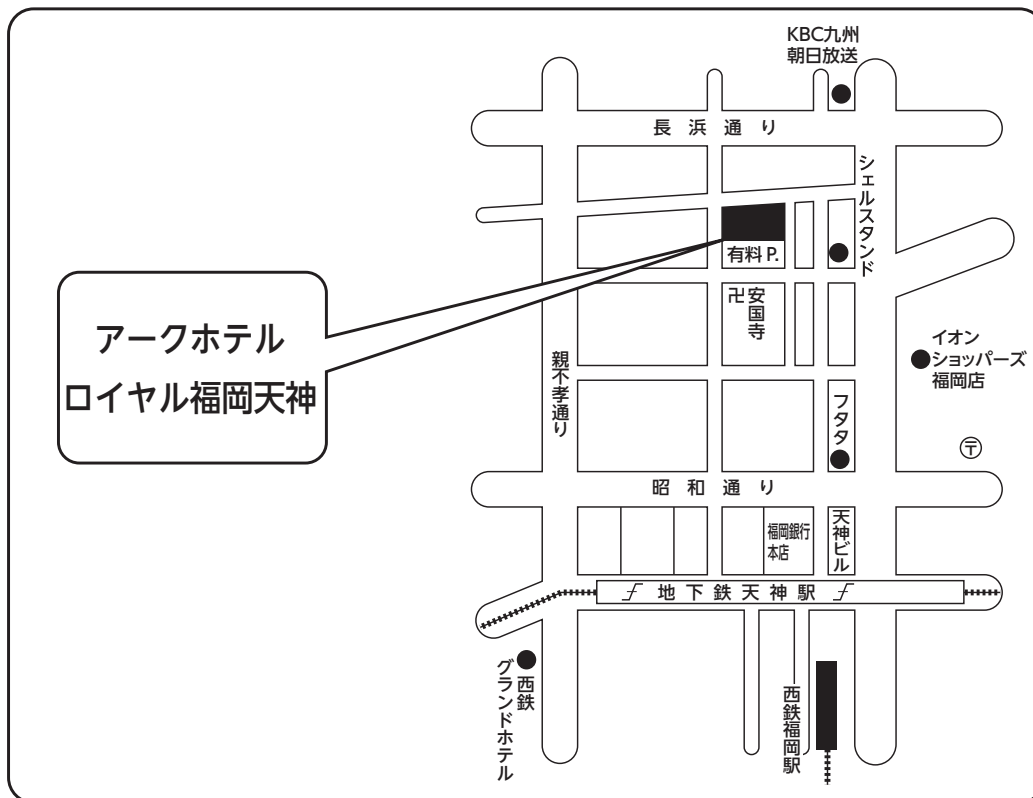
アークホテルロイヤル福岡天神 3階 孔雀の間

福岡市中央区天神三丁目13番20号 TEL 092 (724) 2222

交通

Ⓐ 福岡空港 …… 車で20分 | Ⓑ JR博多駅 …… 車で10分

Ⓒ 西鉄福岡駅 …… 徒歩7分 | Ⓓ 地下鉄天神駅 …… 徒歩5分



アークホテル
ロイヤル福岡天神



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

